

教育警察常任委員会

所 管 事 項 調 査

- 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
資料 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 1 頁
資料 2 施策 3－1 犯罪に強いまちづくり 2 頁
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と 2031 年の目標）
※別途配布済
- 3 犯罪情勢について
資料 3 犯罪情勢 6 頁
- 4 犯罪対策について
資料 4 犯罪対策 8 頁
- 5 交番・駐在所の建替等整備について
資料 5 交番・駐在所の建替等整備 9 頁
- 6 交通安全対策について
資料 6 交通安全対策 10 頁
- 7 大規模災害に備えた諸対策の推進状況について
資料 7 大規模災害に備えた諸対策の推進状況 12 頁

令和 8 年 1 0 月 6 日
警 察 本 部

「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	犯罪の認知件数に関するK P I評価がd評価となっていることから、引き続き国に対して警察官の増員要求を行いながら、パトロール等を強化するとともに、専門知識や経験を有する人材等の確保・育成に取り組むなど、犯罪被害防止に向けて取り組まれない。 また、犯罪の下見が行われているという話を聞くため、対策等について検討されたい。	犯罪発生状況の分析やそれに基づくパトロール等を実施するとともに、防犯カメラ等の設置促進や防犯ボランティアと連携した活動を通じて民間の気運を高めるなど、犯罪防止に向けた取組を推進してまいります。 また、警察官の増員について国に対して必要な要望を行ってまいります。 犯罪の下見への対策については、警戒活動や不審者に対する職務質問等の犯罪防止対策に取り組んでまいります。
			特殊詐欺は認知件数が年々増加しており、深刻な状況にあるため、これまでの取組に加えて、更に踏み込んだ取組を行うなど、対策を強化するとともに、若年層が被害者や加害者にならないよう学校や地域、家庭と連携しながら取組を強化されたい。	これまで取り組んできた対策に加え、新たに、屋外でも使用できるデジタルサイネージを警察署等に整備するなど、更なる広報啓発に取り組んでまいります。また、学校等とは、非行防止教室等において、連携・情報共有を図ってまいります。
			令和7年に制定された「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づき、性暴力の被害防止や、被害者等への更なる支援の取組について充実・強化されたい。	学校や企業等からの要望に応じ、性被害防止に資する講演・訓練等を実施するほか、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」等の関係機関と連携を強化して、今後も支援の充実に取り組んでまいります。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。

また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	市町や地域住民、防犯ボランティア団体などと連携した犯罪防止対策等に取り組み、令和7年中の刑法犯認知件数は減少しましたが、SNS 型投資・ロマンス詐欺*を含む特殊詐欺の認知件数、被害額は、過去最悪を記録するなど、犯罪情勢は深刻な状況にあります。そのため、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、より一層犯罪防止に向けた取組や犯罪の早期検挙のための活動を強化していく必要があります。 県民の皆さんに強い不安を与える重要犯罪は、令和5年から3年連続で増加しましたが、強盗や不同意性交等の着実な検挙によって、検挙率が向上しました。犯罪被害者等支援については、関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成など総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等の取組が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺の被害を防止するため、情報発信力を強化し、ターゲット広告*やだましの手口を題材にした演劇等、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図りました。
- ・犯人からの電話を直接受けないようにするため、国際電話の利用休止申込みや特殊詐欺対策アプリの普及促進に取り組んだほか、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、声掛けによる水際対策に取り組みました。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラ更新整備を進めたほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進などの犯罪防止に向けた取組を推進しました。
- ・犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担することを防止するため、若年者層が利用する各種施設等に設置されたデジタルサイネージによる情報発信を行いました。また、サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発や少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室のほか、サイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起に取り組みました。
- ・第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模警備を見据え、部隊の対処能力向上などの警察による取組はもとより、大規模集客施設や関係機関等と連携した合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。

- ・新たに「安全・安心まちづくり地域リーダー」を13名養成し、フォローアップ講座を開催しました。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組みました。
- ・安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和7年度に新たに358事業者を登録しました（登録事業者：累計786事業者）。
- ・匿名・流動型犯罪グループによる強盗等事件が全国的に多発している情勢をふまえ、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援するため、防犯カメラ設置事業補助制度により、11市町に補助を行いました。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、職員の育成に努めたほか、情報技術に係る解析環境を高度化するなど、対処能力の向上に取り組みました。
- ・防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充（全警察署に整備）し、捜査支援分析力の強化に取り組みました。
- ・事件・事故等発生直後の110番通報に即応するため、高度化した通信指令システムを有効活用して迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組みました。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・警察署の適正かつ計画的な整備を推進するため、伊賀警察署の建替整備に係る基本設計等を進めました。また、鑑定業務に係る環境の改善や高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所棟の建替工事を進めました。
- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、計画的な建替整備等に取り組みました。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付（10件、330万円）したほか、ブロック別会議（6回開催）や支援従事者向け研修会等の開催（2回開催、計90名参加）を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等支援体制の整備等に取り組みました。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催しました。
- ・犯罪被害者等に対して、警察本部に配置したカウンセラーによる精神的回復への支援をさらに推進するとともに、犯罪被害者等支援に関する各種制度を効果的に運用して、精神的負担の軽減などに取り組みました。
- ・性犯罪被害相談電話（＃8103）の更なる周知を図るため、広報キャラクター「ハートくん」を活用した動画やエコバッグ、クリアファイル等の啓発物品を製作したほか、デジタルサイネージによる広報など、幅広い広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等支援の充実を図りました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6, 900 件 未 満	6, 300 件 未 満	5, 800 件 未 満	5, 400 件 未 満	50. 5%	5, 000 件 未 満	d
7, 410 件	7, 647 件	9, 955 件	10, 933 件	10, 692 件		—	

特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107 件未満	104 件未満	101 件未満	98 件未満	20%	95 件未満	d
110 件	142 件	274 件	367 件	489 件		—	
重要犯罪の検挙率						① ③	
—	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	94. 6%	95%以上	b
89. 7%	98. 9%	77. 6%	77. 5%	89. 9%		—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257 人	337 人	417 人	497 人	409. 1%	577 人	a
177 人	264 人	364 人	475 人	565 人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の被害が若年者層にも拡大するなど深刻な情勢にあります。これを受けて、だましの手口を題材にした演劇等に加え、ターゲティング広告、可搬式のデジタルサイネージを整備・活用するなど、情報発信力を強化した上、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図ります。引き続き、警察庁が推奨する特殊詐欺対策アプリの普及や国際電話の利用休止申込みの促進を図るとともに、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、「声掛け支援シート」の活用や声掛け訓練等の水際対策に取り組めます。
- ・SNSが犯罪実行者募集情報等の犯罪インフラに利用されていることから、犯罪実行者募集情報に関する手口や危険性について、注意喚起を実施する必要があります。そのため、各種媒体による情報発信、サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発、少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室、サイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起活動に取り組めます。
- ・令和7年中の刑法犯認知件数は、前年と比較すると減少しましたが、令和4年以降、増加傾向にあることから、増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決により、県民の安心感の醸成を図る必要があります。そのため、犯罪防止等に効果的な必要性の高い場所への街頭防犯カメラの設置を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進など犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ・依然として予断を許さないテロ情勢にあることから、官民一体となったテロ対策を推進する必要があります。そのため、部隊の対処能力向上、警戒警備などの警察による取組はもとより、県民の皆さんと共にテロの未然防止に向けた合同訓練、広報啓発などを実施します。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するためには、事業者との連携を強化するとともに、地域の自主防犯活動を活性化させ、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図る必要があります。そのため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を促進するとともに、引き続き、「安全・安心まちづくり地域リーダー」養成講座や「安全・安心まちづくりフォーラム」の開催、SNS等を生かした広報活動に取り組めます。
- ・犯罪の防止・抑止を図る上で防犯カメラの設置は有効な手段であることから、設置補助を行う市町の取組を県として継続的に支援していく必要があります。そのため、引き続き、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援していきます。
- ・「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第3弾」が令和8年度末に計画期限を迎えることから、これまでの取組を切れ目なく継続し、発展させていくため、新たな指針となる次期計画を策定する必要があります。そのため、社会情勢の変化やこれまでの成果・課題をふまえ、次期アクションプログラムを策定します。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間をめぐる脅威は、深刻な情勢にあり、情勢の変化に的確に対処する必要があります。そのため、引き続き、警察における対処能力の向上のため、職員の育成に努めるとともに、情報技術に係る解析環境の高度化に取り組めます。
- ・深刻な被害が続く特殊詐欺は、被疑者と対面する可能性がある被害者の安全を確保するとともに、警戒心が強い被疑者を検挙する必要があります。そのため、被害者の安全を確保し、捜査の秘匿性を強化するための捜査用装備資機材を整備します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・警察施設は、地域の治安維持、災害警備活動の拠点となるところ、施設の老朽化・狭隘化*が課題となっており、適正かつ計画的に整備を推進する必要があります。そのため、調査等により、警察署、交番及び駐在所の現状・課題等を的確に把握した上で、計画的な建替え及び長寿命化を進めます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の精神的回復への支援を推進するためには、カウンセリング業務に従事する職員等に対する実践的・専門的な教育等の充実を図る必要があります。そのため、専門性の高いアドバイザーから事例等への助言（スーパービジョン）を受けるなど、警察本部に配置したカウンセラーの知識向上を図ります。
- ・総合的な犯罪被害者等支援体制を整備するためには、関係機関の連携強化に取り組むとともに支援を担う人材の増加と資質の向上を図る必要があります。そのため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向けの研修会等を開催します。
- ・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、県民の皆さんの理解を一層促進していく必要があります。そのため、「犯罪被害者月間」をはじめとする、さまざまな機会を通じて広報啓発に取り組めます。
- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」が制定され、各種施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。そのため、関係機関・団体等と連携を強化して犯罪被害者等支援の充実に取り組むとともに、SNS の活用や各種イベント等の機会において、性犯罪被害相談電話（＃8103）の周知・啓発に努めます。
- ・犯罪被害による経済的負担を軽減し、適切な支援につなげるためには、利用可能な見舞金・助成金制度について、対象となる方に広く周知する必要があります。そのため、支援を行う関係機関の窓口などで見舞金・助成金の周知に努め、犯罪被害者等への適切な支援に取り組めます。
- ・「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」が令和8年度末に計画期限を迎えることから、犯罪被害者等への支援を社会全体で切れ目なく推進していくため、新たな指針となる次期計画を策定する必要があります。そのため、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等をふまえ、次期計画を策定します。

（参考）施策にかけたコスト （単位：百万円）

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	3,976	4,197	7,809	5,832	7,968
概算人件費	16,953	16,806	17,302	17,523	—
（配置人員）	（1,905 人）	（1,905 人）	（1,907 人）	（1,927 人）	—

犯罪情勢

1 刑法犯

	R3	R4	R5	R6	R7	R7.8	R8.8	前年同期比
認知件数	7,410	7,647	9,955	10,933	10,692	6,937	7,587	650
検挙件数	3,421	2,953	3,810	3,626	4,322	2,625	2,693	68
検挙人員	1,846	1,796	2,116	2,397	2,391	1,357	1,553	196
検挙率	46.2%	38.6%	38.3%	33.2%	40.4%	37.8%	35.5%	-2.3P

○ 認知件数を市町別にみると、四日市市が1,624件で最多

2 重要犯罪

	R3	R4	R5	R6	R7	R7.8	R8.8	前年同期比
認知件数	97	93	116	120	139	97	93	-4
検挙件数	87	92	90	93	125	89	86	-3
検挙人員	72	78	82	92	110	73	83	10
検挙率	89.7%	98.9%	77.6%	77.5%	89.9%	91.8%	92.5%	0.7P

○ 認知件数を市町別でみると、四日市市が22件で最多

* 重要犯罪とは、殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

3 窃盗犯

	R3	R4	R5	R6	R7	R7.8	R8.8	前年同期比
認知件数	5,140	5,447	6,909	7,293	7,126	4,653	4,916	263
侵入盗	648	727	1,208	1,211	1,288	866	935	69
乗物盗	1,276	1,582	1,915	2,098	2,119	1,336	1,359	23
非侵入盗	3,216	3,138	3,786	3,984	3,719	2,451	2,622	171
検挙件数	2,259	1,858	2,476	2,128	2,842	1,753	1,713	-40
検挙人員	1,010	950	1,085	1,143	1,157	676	758	82
検挙率	43.9%	34.1%	35.8%	29.2%	39.9%	37.7%	34.8%	-2.9P

○ 認知件数を市町別でみると、四日市市が1,069件で最多

4 重要窃盗犯

	R3	R4	R5	R6	R7	R7.8	R8.8	前年同期比
認知件数	750	840	1,329	1,291	1,382	927	988	61
検挙件数	690	324	763	500	723	486	463	-23
検挙人員	94	87	89	82	84	43	47	4
検挙率	92.0%	38.6%	57.4%	38.7%	52.3%	52.4%	46.9%	-5.5P

○ 認知件数を市町別でみると、津市が198件で最多

* 重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

5 特殊詐欺

		R3	R4	R5	R6	R7
認知件数	旧特殊詐欺	110	142	274	367	489
	SNS型投資	—	—	113	172	226
	SNS型ロマンス	—	—	6	127	136
被害金額 (約一万円)	旧特殊詐欺	19,250	37,630	70,760	120,000	184,980
	SNS型投資	—	—	115,230	172,540	211,290
	SNS型ロマンス	—	—	740	94,430	132,040
検挙件数		37	39	45	73	129
検挙人員		17	18	15	27	29

	R7.8	R8.8	前年同期比
認知件数	549	581	32
SNS型投資	139	163	24
架空料金請求	105	123	18
ニセ警察	111	108	-3
被害金額(約一万円)	339,960	351,720	11,760
SNS型投資	137,200	143,800	6,600
架空料金請求	14,360	31,580	17,220
ニセ警察	71,470	110,120	38,650
検挙件数	56	34	-22
検挙人員	9	25	16

- 認知件数を市町別でみると、四日市市が127件で最多
 - 手口別では、SNS型投資詐欺が163件、被害額約14億3,800万円で最多
 - * SNS型投資・ロマンス詐欺の令和5年は集計方法が異なるため参考数値です。
- 令和7年8月数値及び令和8年8月数値の内訳は、認知件数の多い3手口を記載しています。

6 薬物犯罪

	R3	R4	R5	R6	R7	R7.8	R8.8	前年同期比
検挙人員	106	74	92	93	117	69	88	19
うち覚醒剤	77	47	63	62	67	45	46	1
うち大麻	24	22	29	25	39	17	37	20
うちその他	5	5	0	6	11	7	5	-2

- 20歳代が23人で最多、30歳代以下で約6割（50人）を占める。
- * その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反（大麻事犯を除く。）」、「あへん法違反」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

犯罪対策

1 特殊詐欺被害防止対策

(1) 警察庁推奨特殊詐欺対策アプリの普及促進

- 広報用ブース設置によるダウンロード支援
- 広報啓発ステッカーの作成、活用



【広報啓発ステッカー(第2弾)】

(2) 県民の行動変容を促す広報啓発の推進

- ターゲティング広告による情報発信
- 電車内のデジタルビジョンを活用した情報発信



【ターゲティング広告】



【電車内ビジョン広告】

(3) 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策 従業員による顧客への声掛けに対する支援と賞揚

【水際阻止件数・阻止金額（令和8年8月末現在）】

		阻止件数			阻止金額
		金融機関	コンビニ	その他	
水際阻止状況	130	78	21	31	約3億3,050万円

※その他は、警察官、家族等による阻止



【表彰楯の贈呈】

2 犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）対策

(1) 広報啓発の推進

- SNS等を活用した広報啓発活動
- 学校現場からリーチできない若年層への啓発



【高校野球大会球場スコアボードを活用した啓発】

(2) 非行防止教室の実施

- 闇バイト加担防止に係る非行防止教室の実施
- 三重弁護士会と連携した取組

【闇バイト加担防止に係る非行防止教室(令和8年度8月末現在)】

	開催校数	参加数
中学校	78	11,539
高等学校	40	13,485
その他	26	7,127

※その他は、大学、専門学校等



【非行防止教室】

(3) サイバーパトロールの実施

インターネット上の違法・有害情報対策

交番・駐在所の建替等整備

1 施設の建て替え、長寿命化（リフォーム）

(1) 施設の状況

県内には、交番60か所、駐在所125か所を設置しているところ、その約3割が耐用年数を超過し、老朽化しているため、計画的かつ効果的に建替等整備を行う必要があります。

(2) 課題

老朽化した施設では、構造面や機能面で主に以下の不具合等が生じています。

【構造面】

- ・屋根や庇の破損、外壁の剥離や基礎の亀裂
- ・居住区の床の腐食、土壁の脱落、狭隘な水場

【機能面】

- ・来訪者用トイレがないなどの低利便性
- ・個室相談室がなく来訪者のプライバシーが未確保

(3) 取組の状況

令和2年度以降、交番1か所、駐在所30か所を建て替え、主に以下の点を改善しています。

- ・車椅子での使用を前提とした来訪者用トイレや、個室相談室の設置
- ・居住空間の改善を始め、受付台に防護パネルを設置するなど安全対策の強化

2 令和8年度における建替等整備事業

経年数等を踏まえて、5施設の建て替え、3施設の長寿命化（リフォーム）を進めています。

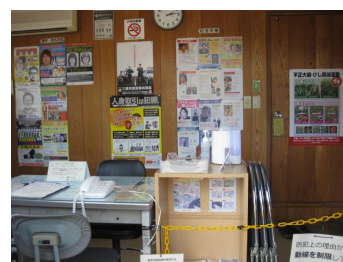
(1) 建替整備

- | | |
|---------|---------------------|
| ① 桑名署 | ～ 長島駐在所 |
| ② 四日市西署 | ～ 保々駐在所 |
| ③ 松阪署 | ～ 相可駐在所 |
| ④ 尾鷲署 | ～ 紀伊長島幹部交番（2年目・設計等） |
| ⑤ 名張署 | ～ つつじが丘交番（1年目・設計等） |

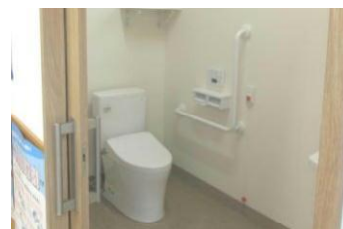
(2) 長寿命化（リフォーム）

- | | |
|---------|---------|
| ① 四日市北署 | ～ 大矢知交番 |
| ② 四日市南署 | ～ 神前駐在所 |
| ③ 伊勢署 | ～ 豊浜駐在所 |

施設整備の例・建替前
（伊勢署宮本駐在所）



施設整備の例・建替後
（同駐在所）



来訪者用トイレ



個室相談室



受付台の防護パネル

交通安全対策

1 令和 8 年 8 月末現在の県内の交通事故情勢

区 分	令和 8 年 8 月末	令和 7 年 8 月末	前年同期比	令和 7 年中
人身事故件数	1,773	1,650	+123	2,530
死亡事故	38	36	+2	54
死 傷 者 数	2,271	2,027	+244	3,094
死 者	44	37	+7	59
負傷者	2,227	1,990	+237	3,035

- 交通事故による死者数は44人で、前年同期と比較して7人増加しています。

2 交通安全施設等の適正な維持管理

(1) 交通実態に即した交通規制の実施

変化する道路交通環境の中で、現場の交通実態に適合しなくなった交通規制を放置すれば、交通事故、交通渋滞及び交通違反を誘発する原因となり得るだけでなく、交通規制全般に対する道路利用者の遵法意識を損なうおそれがあります。

地域の交通実態を把握するとともに、常に点検を行い、

- 交通量の変化により必要性が低下した信号機
- 実勢速度と乖離した最高速度規制
- 小中学校の統廃合等で利用が低下した横断歩道
- 優先関係が明確な交差点に実施されている一時停止
- 違法駐車車両が減少した箇所における駐車禁止
- 自転車又は歩行者の交通量が少ない箇所における自転車横断帯

など、現場の交通実態を鑑みて、交通規制の見直しを推進します。

このほか、小中学校の移転や道路の整備などにより、道路交通環境の変化があった場合は、新たに必要となる横断歩道や信号機等の整備に取り組みます。

【交通規制の見直し状況（過去 5 年間）】

	信号機			最高速度			横断歩道			一時停止			駐車禁止 駐車方法の指定			その他 (通行禁止等)			総合計
	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	
R7年度	3	3	5	2	14	8	14	26	30	11	10	110	12	17	7	58	33	109	472
R6年度	11	0	4	11	3	6	17	20	36	9	7	56	6	11	26	47	36	140	446
R5年度	3	7	11	3	7	7	10	19	29	7	5	88	1	6	24	19	8	151	405
R4年度	4	2	5	5	11	0	15	17	31	8	10	103	0	6	6	17	17	87	344
R3年度	1	0	13	22	8	25	9	49	39	14	4	168	1	8	13	61	35	154	624
計	22	12	38	43	43	46	65	131	165	49	36	525	20	48	76	202	129	641	2,291

(2) 交通安全施設等の計画的な更新

交通の安全と円滑を図るため、更新基準に基づき信号及び標識の更新、横断歩道等道路標示の塗り替えなどの更新を進めるほか、計画的な点検を実施し、交通安全施設等の適切な維持管理を推進します。

【交通安全施設等の更新状況（過去５年間）】

	ストック数	更新状況					更新基準 超過率	R8年度 整備予定
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
信号制御機	3,192	170	170	153	154	166	24.2%	150
信号柱	15,574	71	110	113	134	157	18.1%	133
路側式道路標識(本)	105,411	944	1,231	1,116	1,322	1,030	49.4%	1,000
路側式道路標識板(板のみ)					714	2,002		1,300
横断歩道	17,581	4,091	3,195	2,271	2,437	2,106		1,800

※ ストック数は、令和8年3月末現在

※ 路側式道路標識板は、令和6年度から新たに集中的に交換する事業を立ち上げ

※ 更新基準超過率は、令和8年3月末のストック数から算出

※ 路側式道路標識板（板のみ）及び横断歩道は、道路環境の影響による差が大きいことから更新基準超過率の算出はしていない。

【信号灯器のLED整備計画】

	LED整備計画（5か年計画）※実績含む					全信号灯器数 (ストック数)
	R6年度実績	R7年度実績	R8年度予定	R9年度予定	R10年度予定	
整備数	3,656	3,409	3,000	3,000	1,401	36,195
整備数（累計）	25,385	28,794	31,794	34,794	36,195	
整備率	70.1%	79.6%	87.8%	96.1%	100.0%	

※整備率は、R8.3時点のストック数から算出

3 災害発生時における交通機能の確保

○ 災害に備えた施設整備等

信号機滅灯対策として

- ・自動起動式信号機電源付加装置の整備
- ・交通信号機用可搬式発電発電機の配備
- ・非常用電源接続箱の整備
- ・信号柱の鋼管柱化

を計画的に進めているほか、

- ・信号復旧訓練
- ・先行情報班（オフロード隊）による走行訓練

等の訓練を実施して、有事における対処能力向上を図ってます。



【信号復旧訓練の状況】



【オフロード訓練の状況】

大規模災害に備えた諸対策の推進状況

1 対処能力の向上

- (1) 各種計画の策定・検証・見直し
他県発生の大規模災害で得られた知見・教訓等を反映
- (2) 大震災等を想定した各種訓練の実施
迅速・的確な災害警備活動の展開に資する訓練の継続実施
- (3) 活動基盤（各種装備資機材等）の整備
 - 災害最初期における現場活動力の強化に資する資機材
 - 災害対応の長期化を念頭に置いた警察機能の維持に資する資機材



災害警備本部設置訓練



手信号訓練



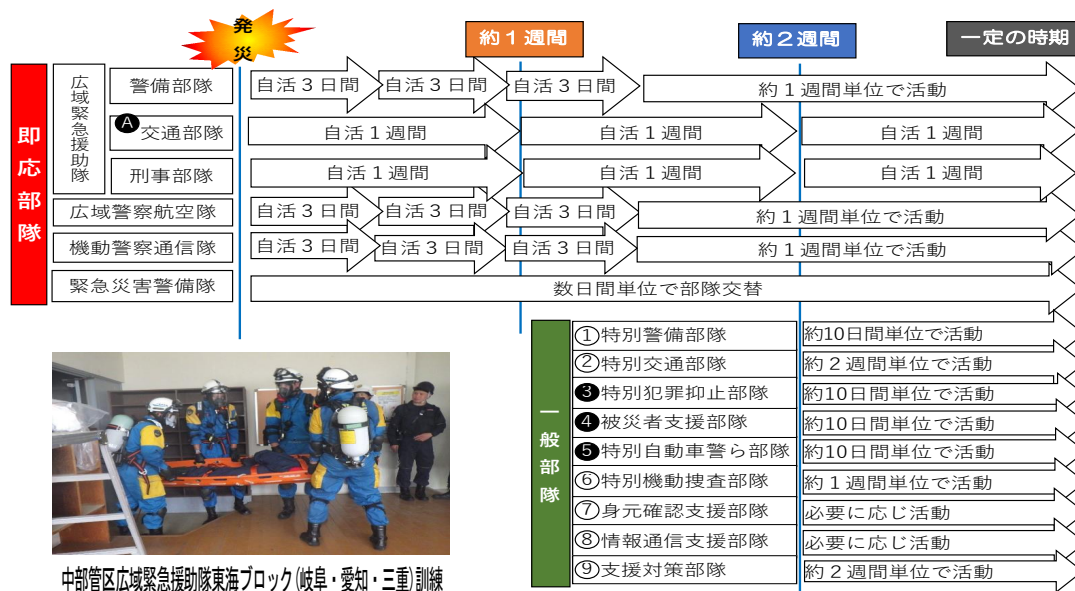
レスキューツールセット



ポータブル電源

2 即応能力の強化

- (1) 警察災害派遣隊の設置・運用
 - 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、広域的な部隊派遣体制を確立
 - 部隊相互の連携強化に資する実戦的訓練



(2) 令和8年熊本地震に伴う派遣状況（令和8年9月18日現在）

部隊名	所管	人員	活動期間（※）	活動内容	活動区域
① 広緊隊交通部隊	交通部	16人	8/12～8/18	交通規制・交通誘導等	氷川町等
④ 被災者支援部隊	生安部	9人	8/7～8/18	避難所等における相談・防犯活動	みふねまち 御船町等
⑤ 特別自動車警ら部隊	地域部	4人	8/7～8/18	パトカーによる警戒警ら活動	八代市等
⑤ 特別自動車警ら部隊	地域部	4人	8/20～8/31	パトカーによる警戒警ら活動	みふねまち 御船町等
③ 特別犯罪抑止部隊	生安部	2人	8/30～9/11	防犯カメラの設置	宇城市等
④ 被災者支援部隊	生安部	9人	8/31～9/11	避難所等における相談・防犯活動	やつしろし 八代市等
⑤ 特別自動車警ら部隊	地域部	4人	9/6～9/17	パトカーによる警戒警ら活動	うまし 宇城市等
計	7回	48人		※ 活動期間は移動日を含む。	